

特定漁港施設の運営の事業認定について

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第37条の2第2項の規定により、下記のとおり認定をしたので、漁港漁場整備法施行規則（昭和26年農林省令第47号）第11条の7の規定により公表します。

平成30年4月23日

記

- 1 当該認定を受けた者の氏名又は名称
桃浦かき生産者合同会社
- 2 特定漁港施設の運営の事業の名称
桃ノ浦漁港カキ加工事業
- 3 特定漁港施設の運営の事業の内容
カキ養殖から加工、販売までの一貫した取組を行うため、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工する。
- 4 貸付けを受けようとする特定漁港施設の名称、規模、構造及び配置並びに貸付期間及び利用形態
 - (1) 名称 加工場用地
 - (2) 規模 1,755.88平方メートル
 - (3) 構造 アスファルト舗装
 - (4) 配置 別図に示すとおり
 - (5) 貸付期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで
 - (6) 利用形態 当該用地において設置した加工場利用する。
- 5 特定漁港施設の運営の事業の実施が特定漁港施設の機能の高度化に特に資するものであることを明らかにするために参考となる事項
当該認定を受けた者は、石巻市桃浦地区の15人のカキ養殖業者が、民間企業と連携し、カキ養殖生産から加工販売までの一貫した取組を行い、沿岸養殖業における6次産業化と持続的な地域産業形成によるコミュニティの再構築を目指し設立された合同会社である。
加工場では、桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行なっている。

- 6 特定漁港施設の運営の事業認定申請書の縦覧期間、縦覧場所及び意見書の処理の経過
平成30年3月7日から3月13日まで、宮城県農林水産部水産業基盤整備課及び
宮城県東部地方振興事務所において公衆の縦覧に供した。

縦覧期間中、意見書の提出はなかった。

7 認定の理由

桃ノ浦漁港において水揚げされたカキを加工し、付加価値の高い加工品を生産するとともに地元水揚げのカキを活かした新商品開発及びブランド化への取組を積極的に行なっていると認められることから、漁港漁場整備法第37条の2第2項に定める事業者の認定基準に適合していると認められる。

